

## 福島学院 情報セキュリティポリシー

### (1. 基本方針)

福島学院（以下「本学院」という。）における情報資産および情報システムの管理運用について本学院の情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティポリシーを定めるものとする。

### (2. 定義)

本セキュリティポリシーにおける用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 情報セキュリティとは、情報資産の機密性、完全性および可用性を維持することをいう。
- (2) 情報資産とは、情報および情報を取り扱うための装置をいい、情報記録媒体および情報システムに記録された情報を含む。
- (3) 情報システムとは、情報処理及び情報ネットワークに係わるハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成され、本学の業務処理を行うものをいう。

### (3. 適用範囲)

本セキュリティポリシーは、本学院に所属するすべての教職員及び学生、その他、派遣社員、委託業務従事者など、雇用形態、職位、勤務場所を問わず本学院の情報資産および情報システムを使用する者に適用する。

### (4. 最高情報セキュリティ責任者)

最高情報セキュリティ責任者は、理事長もしくは理事長が指名する理事（情報担当）をもって充て、本学院の情報セキュリティに関して統括する。

### (5. 情報セキュリティ管理責任者)

情報セキュリティ管理責任者は、IT管理運営委員会委員長もしくは理事長が指名する者をもって充て、本学院の情報システムおよび情報セキュリティの管理運用に関する事項を総括する。

### (6. 情報セキュリティ運用担当者)

各科課室の情報セキュリティ管理業務については、各科課室長の管理責任の下に情報セキュリティ運用担当者を置き、所管の情報セキュリティの管理業務にあたる。

### (7. 管理体制)

本セキュリティポリシーは情報セキュリティ管理責任者のもとで策定し、運用す

るものとする。

また、本学院の情報セキュリティに関する委員会は、IT管理運営委員会をもって充て、情報セキュリティの確保および情報資産の適正な管理について審議する。

(8. 情報セキュリティにおける安全確保等)

情報セキュリティにおける安全確保等については、福島学院個人情報保護規程第5章「情報システムにおける安全の確保等」及び最高情報セキュリティ責任者の定めによる。

(9. 目的外利用の禁止)

本学院の情報資産および情報システムは大学の運營業務に使用することを目的とし、非合法な手段による利用、社会通念に反する利用、本学院の規程に反する利用および定められた目的以外の利用をしてはならない。

また、本学院の情報セキュリティの水準を低下させる行為または妨害する行為をしてはならない。

(10. 本学院の情報システムを使用する者の責務)

教職員および学生等、本学院の情報システムを使用する者は本規程その他情報セキュリティに関する対策基準を遵守しなければならない。

また、本学院の情報システムもしくは情報資産に対して侵害または侵害のおそれがある場合は、直ちに情報セキュリティ管理責任者に報告し、必要な指示を仰がなければならない。

(11. 外部委託)

本学院の情報システムの運用または管理を外部に委託する場合には、情報セキュリティの確保に必要な措置を講じるものとする。

(12. 情報セキュリティインシデントへの対応)

情報セキュリティインシデントが発生した場合は、最高情報セキュリティ責任者の指揮のもとに対応する。

(13. 遵守義務と罰則)

本セキュリティポリシーは、適用範囲で規定したすべての者にその遵守を義務付ける。また、本セキュリティポリシーの違反者には罰則を科すことがある。

(14. 情報セキュリティポリシーの開示)

本学院の情報資産を使用するすべての者に対して本セキュリティポリシーを周知するため、ホームページを通じて開示するものとする。

(15. 適用時期と所管)

- (1) 本セキュリティポリシーは、令和5年4月1日から施行する。
- (2) 本セキュリティポリシーの所管は総務課とする。